

平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 イトーヨーギョー  
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩  
(コード番号 5287 東証二部)  
問合せ先 管 理 部 長 山 本 貴 士  
(TEL 06-4799-8850)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の業務執行を機動的に行うため取締役の員数の上限を 5 名以内としておりましたが、今後の海外への事業展開及び社外取締役増員を視野に入れ、機動的な業務執行を継続するため取締役の員数の上限を 7 名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 32 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 32 条の変更につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以上